

宮城県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮城県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成 23 年 7 月 12 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 1 ～第 1 7 （略） 別紙様式第 1 号～別紙様式第 6 号 （略）	第 1 ～第 1 7 （略） 別紙様式第 1 号～別紙様式第 6 号 （略）

〇〇年度宮城県東日本大震災農業生産対策交付金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

年 月 日付け宮城県（**）指令第 号で東日本大震災農業生産対策交付金の交付決定
（、年 月 日付け宮城県（**）指令第 号で東日本大震災農業生産対策交付金変更交
付決定）の通知がありました。年度東日本大震災農業生産対策交付金について、宮城県東日
本大震災農業生産対策交付金交付要綱第1.1の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金の額の確定額
（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3-2）
金 円
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
（ ）
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
（ ）

(注)

- 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記入すること。
- 2 記の4について、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・課税対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 3 記の5について、消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、申告予定時期も記載すること。
- 4 記の6について、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

〇〇年度宮城県東日本大震災農業生産対策交付金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

年 月 日付け宮城県（**）指令第 号で東日本大震災農業生産対策交付金の交付決定
（、年 月 日付け宮城県（**）指令第 号で東日本大震災農業生産対策交付金変更交
付決定）の通知がありました。年度東日本大震災農業生産対策交付金について、東日本大震
災農業生産対策交付金交付要綱第1.2の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金の額の確定額
（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3-2）
金 円
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
（ ）
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
（ ）

(注)

- 1 申請者が市町村以外の場合にあつては、申請者の欄に所在地、団体名、代表者名を記入すること。
- 2 記の4について、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・課税対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 3 記の5について、消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、申告予定時期も記載すること。
- 4 記の6について、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

別紙様式第 8 号～別紙様式第 9 号 (略)

別紙様式第 8 号～別紙様式第 9 号 (略)

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。